

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
救急車の同乗	同乗可能です。		○		消防本部 0561-85-0119
保育所等入所申込書（保育台帳）	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0561-88-2630
保育所退所届	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0561-88-2630
保育所入所辞退届	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0561-88-2630
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0561-88-2630
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0561-88-2630
相談支援（電話相談・来室相談）	同一世帯の場合は、相談ができます。		○		児童発達支援センター 0561-88-2415

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
家族支援（親子支援教室）	同一世帯の場合は、申込ができます。		○		児童発達支援センター 0561-88-2415
障害者手帳に関する申請	代理申請ができます。		○		社会福祉課 0561-88-2612
障害福祉サービス・障害児通所支援事業・地域生活支援事業に関する申請	代理申請ができます。		○		社会福祉課 0561-88-2612
国民健康保険に関する申請	同一世帯の場合は申請できます。		○		国保年金課 0561-88-2640 0561-88-2645
介護保険に関する各種届出・申請	代理申請ができます。		○		高齢者福祉課 0561-88-2621
瀬戸市高齢者訪問理美容サービス事業	代理申請ができます。 常に寝たきり状態にあり、理容店や美容院に行くことができない方を対象に、年度4回までの訪問調髪を行います。		○		高齢者福祉課 0561-88-2621

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
瀬戸市ひとり歩き高齢者おかえりサポート事業	代理申請ができます。 ひとり歩きをするおそれのある方の履物に貼る蛍光色の「おかえりサポートステッカー」を配布します。(一人あたり10足分)		○		高齢者福祉課 0561-88-2621
瀬戸市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	代理申請ができます。 認知症により、万が一事故をしてしまったときに備える保険。偶発的な事故に限り、賠償責任保険として上限1億円(国内外)を保証します。		○		高齢者福祉課 0561-88-2621
給水契約の申込み	同一世帯の場合は、申込ができます。		○		水道課 0561-85-1178
水道の使用の中止、又は廃止	同一世帯の場合は、届出ができます。		○		水道課 0561-85-1178
給水契約における用途の変更	同一世帯の場合は、届出ができます。		○		水道課 0561-85-1178
水道使用者の氏名又は住所の変更	同一世帯の場合は、届出ができます。		○		水道課 0561-85-1178

注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
各種証明申請	代理申請ができます。		○		水道課 0561-85-1178
瀬戸市U I Jターン就業・創業支援事業	東京圏から瀬戸市に移住して就業又は起業等した方に「移住支援金」〔世帯100万円（18歳未満の者は1人につき100万円）、単身60万円〕を支給します。同一世帯の場合は、申請ができます。		○		政策推進課 0561-88-2658